

下北地域森林計画
変更計画書

(下北森林計画区)

自 令和 6年4月 1日
計画期間
至 令和16年3月31日

令和5年12月樹立
令和6年12月変更(第1回)

青 森 県

目 次

1	下北地域森林計画の変更理由	1
2	下北地域森林計画の変更内容	2

II 計画事項

4	森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	
	(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	2

1 下北地域森林計画の変更理由

【理由】 ナラ枯れによる森林被害が県内全域で拡大傾向にあることから、被害の拡大防止対策及び普及啓発について記載を変更するものです。

2 下北地域森林計画の変更内容

II 計画事項

第4 森林の保全に関する事項

1～3 略

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

現在、本計画区において、松くい虫による森林被害は確認されていませんが、今後の被害を未然に防ぐために予防巡視活動が重要であることから、関係機関と連携した計画的な巡視活動等に努めます。

また、被害の発生が確認された場合には、速やかに防除活動を行うとともに、森林所有者や地域住民の協力が得られるよう、県のホームページ等を利用した普及啓発に努めるものとします。

松くい虫被害の予防対策として、媒介昆虫の活動期におけるマツの伐採は避けることとします。

また、本計画区においては、ナラ枯れ被害が確認されています。このため、関係機関と連携し、計画的な巡視活動等に努め、確認された被害木は、被害の拡大を防止するための処理を行うほか、森林所有者や地域住民の協力が得られるよう、県のホームページ等を利用した普及啓発に努めるものとします。

ナラ枯れ被害の予防対策として、媒介昆虫の活動期におけるナラの伐採は避けることとします。

(2)～(3) (略)